

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 6 月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第71号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第3駐車場に駐車することができる自動車は、<u>道路交通法第3条に規定する大型自動車又は中型自動車</u>で、車体の大きさが長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下のものとする。</p>	<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第3駐車場に駐車することができる自動車は、<u>道路交通法第3条に規定する大型自動車</u>で、車体の大きさが長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下のものとする。</p>

第6号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

係留施設使用許可申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿			
申請者 住所 氏 名			
（法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総トン数		重量トン数	
船 主 名		代理店名	
最大喫水（停泊中）	船首	船尾	
寄 港 地	（仕出港 ） （仕向港 ）		
揚荷の種類及び数量			
積荷の種類及び数量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の種類は、具体的な内容を記入してください。

第6号様式（第8条関係）

（日本工業規格A列4番）

係留施設使用許可申請書			
年 月 日			
香川県知事 殿			
申請者 住所 氏 名			
（法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名）			
次のとおり港湾施設における使用の許可を受けたいので、香川県港湾管理条例施行規則第8条の規定により申請します。			
船 種		船 名	
国 籍		全 長	
総トン数		重量トン数	
船 主 名		代理店名	
最大喫水（停泊中）	船首	船尾	
寄 港 地	（仕出港 ） （仕向港 ）		
揚荷の種類及び数量			
積荷の種類及び数量			
係留施設の名称又は場所			
係 留 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		

注 「揚荷の種類及び数量」の欄は、揚荷の種類が土砂である場合は、海砂、花こう土建設残土など土砂の具体的な内容を記入してください。

第7号様式（第11条関係）

（日本工業規格A列4番）

港湾施設使用料徴収報告書（ 月分）				
金		円也		
使用料区分	数	量	金額	備考
栈橋入場料		台	円	
係船料		t 隻	円 円	
物揚場使用料		m ²	円	
小型船舶用泊地 使用料		隻	円	
停泊料		t	円	
野積場使用料		m ² kw時	円 円	
荷役機械使用料		時間分	円	
合計			円	
香川県港湾管理条例施行規則第11条の規定により、上記のとおり報告します。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 市町長 ㊟ </div>				
香川県知事 殿				

第7号様式（第11条関係）

（日本工業規格A列4番）

港湾施設使用料徴収報告書（ 月分）				
金		円也		
使用料区分	数	量	金額	備考
栈橋入場料		台	円	
係船料		t 隻	円 円	
物揚場使用料		m ²	円	
停泊料		t	円	
野積場使用料		m ² kw時	円 円	
荷役機械使用料		時間分	円	
合計			円	
香川県港湾管理条例施行規則第11条の規定により、上記のとおり報告します。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 市町長 ㊟ </div>				
香川県知事 殿				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。